標準引越運送約款

（平成二年十一月二十二日　運輸省告示第五百七十七号）
最終改正　令和七年三月十九日　国土交通省告示第百九十三号

目　次

第一章　総　則（第一条・第二条）
第二章　見積り（第三条）
第三章　運送の引受け（第四条・第五条）
第四章　荷物の受取（第六条）
第五章　荷物の引渡し（第七条・第八条）
第六章　指　図（第九条）
第七章　事　故（第十条・第十一条）
第八章　運賃等（第十二条・第十三条）
第九章　責　任（第十四条・第十五条）
第十章　事故証明書の発行（第十六条・第十七条）
第十一章　運賃及び料金（第十八条・第十九条）
第十二章　運賃等の収受（第二十条）
第十三章　指　図（第二十一条・第二十二条）
第十四章　責　任（第二十三条・第二十四条）
第十五章　事故証明書の発行（第二十五条・第二十六条）
第十六章　運賃及び料金（第二十七条・第二十八条）
第十七章　運賃等（第二十九条）

第一章　総　則

（適用範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う引越運送及びこれに附帯するサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転又は当店が提供する定型の容器を用いて定額で行う運送であって、この約款によらない旨をあらかじめお告知した場合には、適用されません。

2　この約款において、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第二条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

第二章　見　積り

（見積り）

第三条　当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

2　見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一　申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
三　荷物の受取日時及び引渡日
四　荷物の受取及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
五　運賃等の合計額
六　発送地及び到達地の地名、地番及び支払方法
七　解約手数料の合計額
八　運賃等の内訳
九　その他見積り作業に関し必要な事項

3　荷物の火薬類、その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの、動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するもの　その他の荷物と同時に運送することに適さないもの

4　見積り料は請求しません。ただし、運賃等及び第四号の事項並びに積込み、取卸し、搬出及び搬入作業、開梱作業等の作業に関し必要な事項その他の見積りに関しては、運賃等及び第四号の事項ごとに区分してわかりやすく記載します。

5　費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

6　当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の三日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

第三章　運送の引受け

（引受拒絶）

第四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
二　運送に適さない設備がないとき。
三　運送に関し申込者又は荷受人が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
四　荷受人が特別の負担を求められたとき。
五　荷受人が天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　当店は、荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することができる貴重品
二　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
三　動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するもの

3　荷造前項第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

4　当店は、荷物の場合において、その種類及び性質について荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷物の同意を得ての上で、これを点検することができます。

5　当店は、前項の場合において、その立会いの上で、点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。

6　第二項の規定により点検した荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

第四条　荷物の受取

（荷物の受取を行う日時）

第六条　当店は、荷物の受取を行う日時に荷物を受け取ります。

（荷造り）

第七条　荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3　当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

（荷物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、荷物の受取時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

2　当店は、荷物の場合において、その立会いの上で、これを点検することができます。

3　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の同意を得ての上で、荷造りを行います。

4　前項の規定により点検した荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

第五条　荷物の引渡し

第九条　荷物の引渡しを行う日時は、当店は荷受人には見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に通知します。

（荷受人が不在の場合の措置）

第十条　荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者（以下「代理受取人」という。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2　荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

（引渡しができない場合の措置）

第十一条　当店は、荷受人等（以下「荷受人等」という。）を確知することができないとき、荷受人等が荷物の受取又は拒否理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷物の請求を荷送人に対し、相当の期間を定めて荷物の処分につき指図を求めます。

2　前項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し、その指図により荷物の処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡しができない荷物の処分）

第十二条　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託します。

2　前項に規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に通知します。

3　第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

4　当店は、第一項の規定による処分に要した費用に充当し、不足があるときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及びその合計額の範囲内で賠償しまします。

5　競売には、当店は競売の期間内に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運送人に交付し、又は供託します。

第六章　指　図

（指　図）

第十三条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第十四条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第七章　事　故

（事故の際の措置）

第十五条　当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店が荷物の一部の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが遅延したときは、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが遅延したときは、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分の損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが遅延したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

3　荷物の滅失又は損傷の原因が危険品等であるときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

4　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

5　第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第十六条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（滅失の故証明書の発行）

第十七条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の滅失又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（荷物の全部の滅失の場合にあっては、当店が荷送人に通知した日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第八章　運　賃　等

（運賃及び料金）

第十八条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第十九条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第九章　責　任

（責任と挙証等）

第二十条　荷物の受取、荷物の滅失若しくは損傷又は荷物の延着によって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免　責）

第二十一条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　荷送人又は荷受人等の故意又は過失
八　荷送人又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

（引受制限物等に関する特則）

第二十二条　当店は、第四条第二項各号に掲げる荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　当該荷物の滅失、損傷又は遅延に関する荷物の重量、容積、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物の滅失、損傷又は遅延について、当店が荷送人に対し、荷物の性質、重量、容積、変質又は腐敗しやすいものを除く、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、当店は、運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）であることを荷送人に告げたことによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（責任の特別消滅事由）

第二十三条　荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十四条　荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

二　見積書等に記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

三　賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項等の合計額が同号ごとに記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

4　前項の規定にかかわらず、当店は荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、その損害を賠償します。

第十章　事故証明書の発行

（滅失の故証明書の発行）

第二十五条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第二十六条　当店は、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第十一章　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第二十七条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第二十八条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十九条　当店が、解約手数料又は延期手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人又は荷受人の責任に帰すべき事由によるときは、解約手数料又は延期手数料を請求します。ただし、第三条第七項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一　あって同じ。）の二十パーセント以内
二　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の三十パーセント以内
三　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき　見積運賃等の五十パーセント以内

3　附帯サービスに要した費用の収受について準用します。

4　解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した第一項ただし書きの規定は、前項の費用の収受について準用します。

第十二章　指　図

（指　図）

第二十一条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第二十二条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第十三章　事故証明書の発行

（事故証明書の発行）

第二十五条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の滅失又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（荷物の全部の滅失の場合にあっては、当店が荷送人に通知した日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第十四章　運賃等

（運賃及び料金）

第十八条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第十九条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第十五章　事故証明書の発行

（事故証明書の発行）

第二十六条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の滅失又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（荷物の全部の滅失の場合にあっては、当店が荷送人に通知した日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第十六章　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第二十七条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第二十八条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第十七章　運賃等

（運賃等）

第二十九条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第十八章　指　図

（指　図）

第二十一条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第二十二条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第十九章　責　任

（責任と挙証等）

第二十三条　荷物の受取、荷物の滅失若しくは損傷又は荷物の延着によって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免　責）

第二十四条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　荷送人又は荷受人等の故意又は過失
八　荷送人又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

（引受制限物等に関する特則）

第二十五条　当店は、第四条第二項各号に掲げる荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　当店は、荷物の重量、容積、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物の滅失、損傷又は遅延について、当店が荷送人に対し、荷物の性質、重量、容積、変質又は腐敗しやすいものを除く、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、当店は、運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）であることを荷送人に告げたことによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（責任の特別消滅事由）

第二十六条　荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十七条　荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

二　見積書等に記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

三　賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項等の合計額が同号ごとに記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

4　前項の規定にかかわらず、当店は荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、その損害を賠償します。

第十九章　事故証明書の発行

（事故証明書の発行）

第二十八条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の滅失又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（荷物の全部の滅失の場合にあっては、当店が荷送人に通知した日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

第二十章　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第二十九条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第二十条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　運賃等及び到達地及び地番及び連絡先電話番号
三　計算額及び住所及び電話番号
四　当店の他の名称、運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
五　前項の内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後当店は見積書に記載した内容に変更があったときは、当該変更に応じて所要の修正を行います。

3　運賃等は、第十二条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

4　当店は、運賃等の全部若しくは相当部分の損傷が生じた場合には、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　運賃等を収受した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

第二十一章　指　図

（指　図）

第二十一条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第二十二条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第二十二章　責　任

（責任と挙証等）

第二十三条　荷物の受取、荷物の滅失若しくは損傷又は荷物の延着によって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免　責）

第二十四条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　荷送人又は荷受人等の故意又は過失
八　荷送人又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

（引受制限物等に関する特則）

第二十五条　当店は、第四条第二項各号に掲げる荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　当店は、荷物の重量、容積、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物の滅失、損傷又は遅延について、当店が荷送人に対し、荷物の性質、重量、容積、変質又は腐敗しやすいものを除く、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、当店は、運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）であることを荷送人に告げたことによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（責任の特別消滅事由）

第二十六条　荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十七条　荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

二　見積書等に記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

三　賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項等の合計額が同号ごとに記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

4　前項の規定にかかわらず、当店は荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、その損害を賠償します。

第二十三章　指　図

（指　図）

第二十一条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

（指図に応じない場合）

第二十二条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

第二十四章　責　任

（責任と挙証等）

第二十三条　荷物の受取、荷物の滅失若しくは損傷又は荷物の延着によって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（免　責）

第二十四条　当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　荷送人又は荷受人等の故意又は過失
八　荷送人又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

（引受制限物等に関する特則）

第二十五条　当店は、第四条第二項各号に掲げる荷物の滅失、損傷又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　当店は、荷物の重量、容積、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物の滅失、損傷又は遅延について、当店が荷送人に対し、荷物の性質、重量、容積、変質又は腐敗しやすいものを除く、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、又は荷送人の申告が誤りであるときは、当店は、運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）であることを荷送人に告げたことによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（責任の特別消滅事由）

第二十六条　荷物の一部の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

3　荷送人が第三者から委託を受けた荷物の運送を当店が行う場合において、当該荷物の運送に係る荷受人への荷物の引渡しの日から三月以内に、荷送人が、第一項の通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）

第二十七条　荷物の滅失又は損傷により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

二　見積書等に記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を賠償します。

三　賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項等の合計額が同号ごとに記載した引渡日時に荷物の引渡しをしなかったとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

4　前項の規定にかかわらず、当店は荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、その損害を賠償します。

第二十五章　事故証明書の発行

（事故証明書の発行）

第二十六条　当店は、荷物の滅失又は損傷を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の滅失又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（荷物の全部の滅失の場合にあっては、当店が荷送人に通知した日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

附　則

**（施行期日）